

第9回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨	
日時	令和3年8月12日（木曜日） 18時30分～19時20分
会場	太宰府市役所 4階大会議室
公開・非公開	公開（傍聴5人）
出席者	長谷川公成 大末精一 吉長健二 藤本史子 高田千明 田中美佐子 出水 薫 嶋田暁文 上田節子 花田博幸（敬称略）
欠席者	神武 綾 森口忠彦
次第	1、議事 （1）事務局からの報告 （2）答申案について 2、答申 3、その他
議論内容	<p>1、議事</p> <p>（1）事務局からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事務局が配布資料の説明） ・（会長）欠席されているA委員から、資料2『自治基本条例手引き（解説）』の改正案の第27条危機管理の「改正の方向性・ポイント」の部分で、「対象となる『災害等』の定義に新型コロナが含まれることを示した上で」としているが、「新型コロナ」に限らず「感染症」と広くとっておいた方が良くのではないかというご意見を頂いている。これはご指摘のとおりかと思うので、細かい文言については事務局と調整するが、新型コロナではなく感染症と表現する方向でよろしいか。 <p>→（委員）異議なし。</p> <p>（2）答申案について</p> <p>①答申案及び提言案の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（会長）答申案及び提言案は事務局と私でやりとりをしながら作成した。答申案の構成は、まず「諮問があった自治基本条例について下記のとおり答申する」とし、記において「本審議会において、本条例の諸規定が社会情勢に適合したものであるか否かについて審議した結果、改正の必要はないという判断に達した。しかし、取り組みに関しては改善が必要という結論に達したので、別冊のとおり運用の改善について提言する」という形で、答申と提言をワンセットにした。 ・（会長）本審議会は諮問機関なので命令するような権限はない。つまり、市長が提言に従わないということは法的に何ら問題ない。しかし、説明責任は発生するため、もし従わないなら、合理的な説明が必要になってくる。その意味で、この提言は意味があると理解して欲しい。 ・（会長）提言案について、もともと「その他」で市長に求めることを申し上げるという議論をしていたが、この後の答申時に市長に本条例を尊重することを宣言していただき、我々が証人になる方がより効果的だと考え、外している。 ・（会長）この提言案を作成するうえで、これまでの審議会の議論を忠実に反映させることを意識した。しかし、審議会での事務局からの説明が十分でなかったため、記述内容が厳しめになっている部分について、実情の説明を受けて修正

第9回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

した部分がある。事務局から該当箇所と理由の説明をお願いします。

- ・(事務局) 提言案の9頁、(3) 市民及び専門家が参画する行政評価の実施において、外部評価は休止しているが、内部的な事務事業評価は毎年行っているので、「十分には出来ていない」と修正している。
 - (会長) 行政評価の定義を改めて解説書で確認したところ、計画の進捗管理に関する評価も行政評価に該当しうる。であれば、地方版総合戦略の進捗管理は外部の有識者や市民が入ったうえで評価されているので、全くできていないではなく「十分には出来ていない」という表現が、より正確だと判断し、修正した。しかし、まだまだ十分ではないので改善を要望している。
- ・(事務局) 提言案の10頁、(5) 自治基本条例の具現化において、例えばLINEやテレビのdボタンなど、市民に市の情報を届ける手段を新たに設けたりと努力はしている。それが十分ではないことは自覚しているが、全くやっていないというわけではないので、「必ずしも十分ではない」という表現に修正している。
 - (会長) 補足すると、本審議会の第2回において、条例策定時の審議会委員を参考人として招聘し、ご意見をいただいた。その際も、厳しい評価がある一方で、評価できる部分もあるとのご意見があったことも考慮し、実態に即した表現に修正した。

②議論

- ・(B委員) 答申案では「改正の必要はない。運用の改善について提言する」となっているが、提言案12頁の表題は「自治基本条例手引き(解説)」の改正案となっている。整合はとれているのか。
 - (会長) 手引きは中身を書き換えなければいけないので、改正という言葉を使っている。手引きの改正も改善の1つであり、問題ない。
- ・(会長) A委員から、11頁の「4. おわりに」に「条例制定後の混乱」とあるが、内容がよく分からないので、「条例制定後の市政の混乱」と言葉を補ってはどうかという意見が出ている。ご指摘のように修正するという事によるのか。
 - (委員) 異議なし。
- ・(会長) 「4. おわりに」について補足する。制定時の審議会では条例制定によって変わると期待していたが、変わっていかなかったという感覚を持っている。その根本的な原因は、条例制定の動きを踏まえて、制定直後からシステム改革に取り組んでおくべきだったのに、それがなされなかったことにある。その意味で、制定後に時間をおいて就任した現市長の責任は相対的に薄い。しかし、今回の答申は現市長に出すので、今度システム改革が出来なければ現市長の責任であることを「4. おわりに」で暗に示している。
 - (副会長) 本審議会では、動くべきものが動かなかったということについて、どうすべきものなのかということに問題意識を持っていた。結果として、この条例に適う事が行われていることは分かるし、そういう意味において「十分ではなかった」という表現への修正に異論はないが、本審議会の問題意識

第9回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

からすれば、今後、自治基本条例に基づいて行うという自覚的な取り組みが重要である。

- ・(C 委員) 提言案の各節に関連する条文を転記しておく、後で市民が確認する時に分かり易いと思う。
- (副会長) 具体的で貴重な意見だと思う。しかし、この場で大規模な修正を行うことは難しいだろう。ご発言のように、この提言が実行に移されているかを市民が確認することは非常に望ましい。その時に、「この提言は条文の何条に該当するかを学習してもらうことが、市民が条例を知る契機にもなり得る。あらかじめ条文を記載するのではなく、その様にこの提言書を活用されてはどうか。
- (会長) 3-1 情報共有などは関連条文を入れやすいが、3-4 条例の周知などは難しい。関連条文が記載されるものとされないものが混在するのは、提言書の形式としてふさわしくないだろう。そこで、正式な提言書に関連条文は入れないが、参考資料として関連条文が記された提言書をホームページに掲載するという方法をとりたい。
- (委員) 異議なし。

③最終確認

- ・(会長) では、提言案は「4. おわりに」の「条例制定後の混乱」に「市政の」を追加したものを完成版とする。資料2に関しては、修正することをこの場で確認したということによろしいか。異議がなければ答申案の案を消していただきたい。
- (委員) 異議なし。

答申

- ・会長が「答申」読み上げ後、市長に手渡し。
- ・市長からお礼のあいさつ。
- ・(会長) やっていることが結果的に自治基本条例に適合するということはたくさんあると思うが、本審議会は意識的に自治基本条例に言及しながらやっていただくことを求めている。
- (市長) そうした思いでこれまでも進めてきたし、これからも心掛けていく。いただいた答申と提言書については、その点も含めて本年度中に市の考えをまとめて報告させていただく。
- ・(会長) システム改革がまだまだ十分でないというのが本審議会の結論であり、条例制定直後にシステム改革に動かなかったことが問題の根幹だと思っている。改革はタイミングが大事であるため、市長に期待する。
- (市長) 二期目についてまだ何も言っていないが、仮に、私が市政運営について市民に訴えていく上では、どのような考え方で行うかが問われると思っている。